

令和4年度 第1回岐阜県地方改善促進審議会 議事要旨

1 日 時 令和4年6月10日（金）13時30分～14時00分

2 場 所 岐阜県議会西棟 第一会議室

3 報告事項

(1) 岐阜県人権施策推進指針第四次改定について

4 報告事項(1)に関する質疑、発言要旨

(委員) 人権教育・啓発法に基づいた指針は、2003年からできて、全市町村の策定が終わるのに二十何年かかっている。この取り組みが、県下でいかに遅れているかの証だと思う。

その間、2016年に部落差別解消推進法ができ、その中でいまだに部落差別があると謳っている。人権教育・啓発法の最初の目的を読んでもらえばわかるが、人権とはいっても、やはり目的は、部落差別なんです。

人権教育・啓発法から、部落差別解消推進法に変わったときに、教育・啓発、隣保館、公正採用ということはこれまでであるが、実態の調査、相談体制の充実ということが新しい法律に謳われた。それをこの指針を当てはめれば、同和問題の中に、相談体制を充実する、実態の把握、そういうことも織り込んでいかないといけない。

結婚差別も、インターネットが差別に利用されることも、これからどうするのかということもある。

団体としては、部落差別解消推進法の具体化ということで条例を求めている。この指針を今の時代にマッチしたものにするのであれば、やはり法令の目的、実態の調査、そういうものを組み込んでいけば、非常にいいものができるのではないかな。

(事務局) 確認ですが、委員が言われたことは、三次指針の「施策の方向」に今四つ項目があるが、そこに相談体制の充実、実態調査等をやるということをも、この柱だてに増やして記載した方がいいというご意見でしょうか。そのことを含めて検討させていただきます。